災害情報の放送に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と日本放送協会千葉放送局（以下「乙」という。）は、千葉市内において災害が発生した場合又はその発生が予想される場合に行う災害に係る情報（以下「災害情報」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の要請に基づき、乙が甲から提供された災害情報の放送を行うことにより、災害による被害を軽減するとともに市民の不安の解消を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、千葉市地域防災計画が扱う対象とする地震、津波、風水害又は大規模事故災害等をいう。

（放送の要請）

第３条　甲は、第１条の目的達成のため、災害情報に関する放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認めたときは、乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

２　前項の規定により放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げるとおりとする。

（１）災害時における避難指示等に関する事項

（２）被害及び復旧状況

（３）避難所及び救護所等の開設状況

（４）学校及び保育所の児童等の保護状況

（５）帰宅困難者への対応に関する事項

（６）水、物資等の支給に関する事項

（７）その他甲の災害対策本部長である市長が特に必要と認める災害情報

（要請の手続）

第４条　甲は、前条第１項の規定により放送の要請を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をインターネット等により送信するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は乙に対し、口頭により放送の要請を行うことができるものとする。この場合においては、要請後に遅滞なく要請書を送信するものとする。

（１）放送の要請の理由

（２）放送をする事項

（３）放送の希望日時
（４）その他甲が必要と認める事項

（放送の実施）
第５条　乙は、甲から前条の規定による放送の要請を受けた場合は、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送に努めるものとする。
２　乙は、前項の規定による放送を原則として無償で行うものとする。

（運用確認書）
第６条　甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに放送を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した「災害情報の放送に関する協定」の運用確認書（以下「確認書」という。）を毎年４月に甲乙協議の上、作成するものとする。
２　確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し、確認書を更新するものとする。

（通信途絶等の場合の措置）
第７条　乙は、確認書で定めた通信方法による甲との通信が途絶し、又は著しく困難となった場合は、甲との連絡手段の確保及び災害情報の収集に努めるものとする。
２　乙は、前項の規定による放送を行うため、甲に災害情報の提供を求めることができるものとし、甲は、可能な限りこれに協力するものとする。

（放送要請訓練の実施）
第８条　甲及び乙は、確認書で定めた通信方法のテストを含む放送要請訓練を、毎年度１回以上、連携して実施するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（前協定の廃止）
第１０条　甲と乙が平成８年１月１０日付けで締結した「災害時における放送要請に関する協定」は、廃止する。

（疑義の決定等）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上各自１通を保有する。

令和５年１１月　１日

甲　　千葉市中央区千葉港１番１号

千　葉　市

千 葉 市 長　　神　谷　俊　一

乙　　千葉市中央区千葉港５番１号

日本放送協会千葉放送局

千葉放送局長　　綱　島　浩　三